

議案第 12 号

和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から和歌山県市町村総合事務組合同規約(昭和 34 年規約第 1 号。以下「規約」という。)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を紀の海広域施設組合と共同処理するため、また同日より規約第 3 条第 1 項第 2 号に規定する議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務を有田聖苑事務組合、有田郡老人福祉施設事務組合及び有田衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求めらる。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 和歌山県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

和歌山県市町村総合事務組合同規約(昭和34年規約第1号)の一部を次のように改正する。  
別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中「海南海草環境衛生施設組合」の次に「、紀の海広域施設組合」を加え、同表第3条第1項第2号に掲げる事務の項中「有田周辺広域圏事務組合」の次に「、有田聖苑事務組合」を、「湯浅広川消防組合」の次に「、有田郡老人福祉施設事務組合、有田衛生施設事務組合」を加える。

### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。